

建設日報  
09. 3. 16

# 日事連 円滑施行に向け5項目要望

日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）は13日、改正建築士法で創設された「設備設計1級建築士」に一定規模以上の建築物での設計関与を義務付ける新制度が5月27日に施行されるのに備え、制度の円滑な施行に向けた要望を国土交通省に提出した。

資格者の地域偏在もあって業務の停滞や混乱が起る懸念があるため、法適合確認マニュアルの早期公表や、資格者のいない建築士事務所に対する支援強化などを求めた。

要望は▽法適合確認支援団体（NPOや協同組合など）に対する支援など中央サポートセンターの機能強化▽法適合確認マニュアルの早期公表▽公共建築などでの発注者の対応適正化▽地方の資格者確保のための取り組み強化▽施行状況の継続的な把握と建築士事務所業務に支障が生じた場合の適切な対応策の実施の5項目。

認は設計行為の一部に位置付けられるため、責任範囲などに関する懸念が強いとして、国土省が今月中に作成予定のマニュアルの早期公表とともに、責任範囲を極力限定して明確化することも要望。増改築や工事の変更に資格者の関与を極力限定し、対象範囲の基

礎を明確化することも求めた。設備設計1級建築士の資格者は約2700人だが、設計事務所所属する人は1100人程度とみられている。設計事務所に所属する資格者が2人以下という県が8県あ

るなど地域偏在も問題に  
なっている。  
三栖会長は13日の会見  
で「資格者のいない事務  
所は法適合確認業務を外  
部に委託しなければなら  
ないが、法適合確認は設  
計行為の一部なので、こ  
の業務だけを行う事務所  
はないだろう」との見方  
を示し、「責任範囲を明  
確にし、業務が分かりや  
すく簡素なマニュアルを  
作ってほしい」と訴え  
た。

公共建築の発注では、  
資格者の有無を委託先選  
定の条件にはしないな  
ど、資格者のいない建築  
士事務所が不利になる状  
況が生じないように指導  
と周知の徹底を求めた。  
地方の資格者を確保する  
ため、講習の回数を増や  
し、資格取得に必要な情  
報提供も継続的に行うよ  
う要望。資格者のいない  
建築士事務所を支援する  
法適合確認支援団体に、  
中央サポートセンターを  
通じた支援を行えるよう  
にすることも求めた。